

定 款

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会（英文名 Japan Federation of Certified Management Consultants' Associations。略称「J F - C M C A」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員及び中小企業診断士相互の連携を緊密にし、中小企業診断士の資質の向上に努めるとともに、中小企業者がその経営資源に関し適切な経営の診断及び経営に関する助言を受ける機会の拡大を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言（以下「経営診断」という。）に関する調査研究及び関係機関への提言
- (2) 中小企業の経営支援のための情報の収集及び提供
- (3) 経営診断及び支援の実施
- (4) 官公庁、その他関係団体及び諸機関との連絡、協力並びに提携
- (5) 海外関係機関との情報交換及び国際協力
- (6) 中小企業診断士の経営診断事業等に関する紹介
- (7) 中小企業診断士の経営診断業務の円滑公正化
- (8) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第1項で定める試験に関する業務
- (9) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第1条第2号イで定める実務補習、第10条第1号イで定める理論政策更新研修及び同号ロで定める論文の審査に関する業務
- (10) 会報の発行
- (11) 中小企業の経営診断に関する研修会及び研究会の開催
- (12) 中小企業診断士の資質の向上に関する事業

- (13) 中小企業診断士相互の連携を図るための事業
- (14) 会員たる都道府県中小企業診断士協会等に対する活動支援のための事業
- (15) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 以下の者を構成員とする法人及び団体
 - イ 中小企業支援法による登録を受けた者
 - ロ 前条第1項第8号に定める試験（第2次試験）に合格した者
 - ハ 前条第1項第9号に定める実務補習を修了した者
 - ニ 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第2条第1号に定める養成課程又は登録養成課程を終了した者

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しなかったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、総会の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、総会の開催2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第14条第3項の請求により臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における正会員の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意でこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

（書面等による議決権の行使）

第19条 総会に出席しない会員は、書面により又は電磁的方法により又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員等

（役員の設置）

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認め

られる場合は、理事にあつては2名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を総括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、顧問8名以内及び相談役5名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会において決議する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。
- 6 第25条第1項の規定は、顧問及び相談役について準用する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 9 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 4 0 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 4 1 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 4 2 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 3 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで
に会長が作成し、理事会の承認を得た後、定時総会において報告するものとする。

2 第 1 項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 4 4 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、及び第6号の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（特別会計）

第45条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

（収支差額の処分）

第46条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（借入金）

第47条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、借入れ額をその事業年度の収入予算額以内とし、理事会において定数の3分の2以上の決議により承認を得るものとする。

第7章 定款の変更、解散等

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委員会)

第53条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(実施細則)

第55条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は福田尚好とし、業務執行理事（専務理事）は水元明則とする。